

総社市訓令第4号

序 中 一 般
出 先 機 関

総社市下水道事業財務事務専決規程（令和2年総社市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後						改 正 前					
別表（第2条関係） 財務に関する事項						別表（第2条関係） 財務に関する事項					
事 項	副市長	部 長	課 長	合 議	摘 要	事 項	副市長	部 長	課 長	合 議	摘 要
略						略					
10 建設工事等の起工及び変更（軽微変更を除く。）に關すること。	1,000万円以上	<u>200万円</u> 以上1,000万円未満	<u>200万円</u> 未満	契約検査課長 <u>200万円</u> 以上は総務部長		10 建設工事等の起工及び変更（軽微変更を除く。）に關すること。	1,000万円以上	<u>130万円</u> 以上1,000万円未満	<u>130万円</u> 未満	契約検査課長 <u>130万円</u> 以上は総務部長	
略						略					
備考 略						備考 略					

附 則
この訓令は、令和7年4月1日から施行する。